

秋田県保育協議会研究大会発表表彰規程

(趣 旨)

第1条 秋田県保育研究大会等で、研究発表を行った会員施設又はその職員が所属するグループに対し、秋田県保育協議会（以下「当会」という）会長がその功績を讃えるため、表彰等を行うものである。

(表彰等の対象及び内容)

第2条 表彰等は、各年度において、次の各号に定める要件を満たす者に対して表彰状又は感謝状を授与する。

(1) 表彰状

秋田県保育研究大会で代表者として選考され、北海道・東北ブロック保育研究大会又は全国保育研究大会にて発表を行った施設又はグループ

(2) 感謝状

上記以外の県保育研究大会発表施設又はグループ

(3) その他会長が特に必要と認めた施設又はグループ

(表彰等の方法)

第3条 この規定による表彰等は、該当する年度内に当該施設の長又はグループの代表者に対し当該事務局から伝達する。

附 則

~~この規程は、平成31年度4月22日より施行する。~~

この規程は、令和5年4月1日より施行する。